

完全其由内務省を請ふべきの事なれば、同縣合田川支所の
 同々西濱山麓同縣合員某の面議を以て、其内藤風館の不
 正且二十日より公議の爲に林業中より糾察夫藤岡末一及び菅
 八、同 職者半日 同 六月十日
 六、争議参事人員 二名
 正、林業員 四六八名 (内廿二一名)
 四、事業主 藤岡 藤岡内 藤岡 藤岡
 三、事業の辭職 百六名
 二、同 藤岡 藤岡 藤岡 藤岡
 一、各 藤岡 藤岡 藤岡 藤岡
 藤岡内藤業林友會 藤岡大藤一 藤岡藤一 藤岡

藤岡内藤業林友會 藤岡大藤一 藤岡藤一 藤岡

法人協同會 藤岡出張所

乗するところとなり、右探炭夫を利用して従業員の動搖を圖
 らんとし、同人が宮崎縣出身なので同縣出身者たる約三十名
 の同縣人を目標にして、十七日午後三時西坑田川支部長等炭
 坑當局に、坑内通氣の完全八時間労働等の要求を出して拒絶
 されたので、同日午後七時坑内納屋に争議團事務所を設け闘
 争を開始したのである。
 十、要求條項並に争議の經過
 六月十七日夜西坑本部よりの來援者は炭坑側に阻止され坑所
 内争議團事務所に入ることが出来なかつたので、翌十八日朝
 隣村の西坑川崎分會事務所に争議團本部を移轉し、組合本部
 書記長並に田川支部長協議の上同日午前十一時次の要求書を
 炭坑當局に提出回答を求めた。

要求書